

10月1日から 水道料金を改定します

問 水道事業所 業務班 ☎(内線)3487

本町の水道事業は、水道施設の老朽化や災害への対策など、計画的に進めていく必要がありますが、こうした施設の更新などに必要な財源である水道料金収入は、節水意識の高まりや人口減少などにより減少傾向となっています。こうした状況を踏まえ、これまで25年間据え置いてきました水道料金を止むを得ず改定させていただきますこととなりました。

今後とも、経費削減や計画的な施設更新などに努め、健全で安定的な水道サービスを提供してまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

※ 水道料金は、2カ月に1度下水道使用料とともに請求しています。

※ 10月1日以降最初の検針までは現行料金となります。



町ホームページ
「水道料金」

水道料金モデルケース (1カ月・消費税抜き)

① 単身世帯

口径13ミリメートル 使用水量8㎡	
現行	改定後
777円	→ 979円

② 4人世帯

口径13ミリメートル 使用水量21㎡	
現行	改定後
2,031円	→ 2,431円

1カ月当たりの水道料金 ※ 消費税抜き

基本料金		超過料金 1㎡につき				
使用水量	10㎡まで	10㎡を超え 50㎡まで	50㎡を超え 100㎡まで	100㎡を超え 300㎡まで	300㎡を超え 500㎡まで	500㎡を 超える分
口径	改定後の料金 (かつこ内:現行料金)					
13ミリメートル	979円 (777円)	132円 (114円)	177円 (155円)	207円 (185円)	288円 (257円)	362円 (323円)
20ミリメートル	1,686円 (1,338円)					
25ミリメートル	2,288円 (1,816円)					
40ミリメートル	6,023円 (4,780円)					
50ミリメートル	9,636円 (7,648円)					
75ミリメートル	20,026円 (15,894円)					
100ミリメートル	32,523円 (25,812円)					

水道事業では、安全で良質な水を安定的に供給し、町民の健康で豊かな生活環境の向上に寄与してまいります。



水道メーターの 取り替え工事を行います

問 水道事業所 業務班 ☎(内線)3482

計量法の規定に基づき、有効期限の近づいた水道メーターの取り替え工事を、町が委託した給水装置工事事業者が実施します。工事事業者は水道事業所発行の受託証を携帯しています。

● **工事期間** 7月下旬～令和7年3月上旬。世帯ごとの工事予定日は、事前に工事事業者からチラシでお知らせします。

● **工事費用** 水道メーターの取り替え工事は無料です。
ただし、水道メーターから宅内側で漏水などの修理箇所が発見された場合、その工事費用はお客様の負担となります。

安心・安全でおいしい 「町営水道」

問 水道事業所 業務班 ☎(内線)3482

水道事業所では、水道法に基づいた水質検査計画を策定し、水質検査を実施しており、安全で良質な水道水であることを確認しています。
水質検査計画と水質検査結果は、水道事業所や町ホームページで公表しています。

発がん性の恐れが指摘される有機フッ素化合物(PFOSおよびPFOA)についても、町営や県営水道ではいずれも検出されていません。ご安心ください。



町ホームページ
「水質検査結果」

漏水の修繕は町の指定工事業者で

メーターから宅内側の漏水修繕は、お客様のご負担で、町の指定を受けた工事業者に依頼していただく必要があります。

町ホームページで指定業者を確認してください。



浄水場



水道メーター



漏水箇所

お客様ご負担による
漏水修理となります

指定工事業者で修繕をすると、漏水分の水道料金の一部を減額できる場合があります。修繕が終わりましたら、水道事業所へ報告するよう、業者にお伝えください。

町ホームページ
「水道の工事について」



後期高齢者医療減額認定証などを更新します

現在お使いの後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証および限度額適用認定証の有効期限は7月31日(水)です。

新しい後期高齢者医療減額認定証などは、7月中にお送りします。

新しく減額認定証などが必要な場合は申請してください。

●申請場所 国保年金課

●持ち物

- 療養を受ける方の後期高齢者医療被保険者証
- 療養を受ける方のマイナンバー確認書類
- 来庁者の身分証明書(写真がない場合は保険証などが2点以上必要です)
- 町民税非課税世帯で、過去12カ月で90日を超える入院をしている場合は、そのことが確認できる領収書の写しなど
- 療養を受ける方と申請する方の世帯が違う場合は委任状



町ホームページ
「後期高齢者医療制度」

医療費が高額になりそうなときは「限度額適用認定証」をご利用ください

国民健康保険の加入者が、自己負担限度額を超える高額な医療費を支払った場合、その超えた分が申請により高額療養費として払い戻されます。

問 国保年金課 国保年金班
☎(内線)3379



町ホームページ
「高額療養費について」

高額療養費に該当する世帯には、診療月のおおむね2～3カ月後に申請書を送付しますが、事前に窓口にて「限度額適用(・標準負担額減額)認定証」の交付を受けることもできます。

なお、現在、交付されている限度額適用認定証等の有効期限は7月31日(水)です。引き続き必要な場合は、8月1日(木)以降に国保年金課にて申請してください。

現在、限度額適用認定証等を交付されている方も、引き続き必要な場合は申請してください。

●申請場所 国保年金課

●持ち物

- 療養を受ける方の国民健康保険被保険者証
- 世帯主および療養を受ける方のマイナンバー確認書類
- 来庁者の身分証明書(写真がない場合は保険証などが2点以上必要です)
- 町民税非課税世帯で、過去12カ月で90日を超える入院をしている場合は、そのことが確認できる領収書の写しなど
- 療養を受ける方と申請する方の世帯が違う場合は委任状

国民年金保険料免除・納付猶予申請のお知らせ

国民年金の第1号被保険者(厚生年金などの被保険者でも、その方に扶養されている配偶者でもない方)で、保険料を納めることが困難な方は、申請により保険料納付が免除、一部納付または納付猶予となる制度があります。

問 国保年金課 国保年金班
☎(内線)3379



町ホームページ
「納付が困難な時は」

申請は原則として毎年度必要です

令和5年度(令和5年7月～令和6年6月)に免除・猶予が承認された方でも、令和6年度(令和6年7月～令和7年6月)に引き続き承認を希望する場合は、申請をお願いします。

申請時点の2年1カ月前までさかのぼって申請ができます

過去2年間に保険料の未納がある方は申請してください。申請をせずに未納のままにしておくと、将来、年金が受給できなくなることもあります。

申請に必要なもの

- 年金手帳または基礎年金番号通知書
- 来庁者の身分証明書(写真がない場合は保険証などが2点以上必要です)
- 失業などを理由とする場合は、次のいずれか
 - 雇用保険被保険者離職票
 - 雇用保険受給資格者証
 - 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書
 - 辞令(公務員だった方)
 - 退職証明書および町民税・県民税税額変更通知書(特別徴収から普通徴収に切り替わった証明)
- 免除を希望する方と申請する方の世帯が違う場合は委任状



申請が必要な方

- 令和6年度に新規に承認を受けたい方
- 令和5年度に承認され、次に該当する方
 - 令和6年度以降の継続審査を希望しなかったが、引き続き承認を受けたい
 - 一部納付を承認された
 - 失業など特例により承認された
- 納付猶予承認中に50歳になった方(平成28年6月以前は、30歳未満の期間が対象)

申請できない方

- 国民年金任意加入被保険者の方
- 学生の方(学生納付特例制度をご利用ください)

夏の交通事故は約13%増！

県内の交通事故はコロナ禍以降、増加傾向となっており、夏休み時期の交通事故件数は対前年比で約13%増となっています。

夏は、レジャーなどで運転の機会が多くなる時期です。

一人ひとりがルールやマナーを守って、安全運転に心掛けてください。

問 住民協働課 交通防犯班
☎(内線)3245

夏の交通事故防止運動

7月11日(木)～20日(土)

「ぎりぎりの 時間と車間が 事故を呼ぶ」

運動の重点

- 安全運転意識の向上
- 妨害運転・飲酒運転の根絶
- 子どもや高齢者をはじめとする歩行者の安全確保
- 二輪車の交通事故防止

安全運転のチェックポイント

- レジャーや帰省などの長距離運転で疲れたときは、途中で休憩しましょう。
- 過労運転にならないよう、無理のない計画を立てましょう。
- 運転するときは、スピードの出しすぎに注意しましょう。
- 夕暮れ時は早めのライトの点灯を心掛けましょう。
- 運転中の「ながらスマホ」は絶対にやめましょう。

飲酒運転は絶対にやめましょう！

- お酒を飲んだら運転はしない。 ●運転する人にはお酒を飲ませない。
- お酒を飲んだ人には運転をさせない。

高速道路安全運転5則

- 安全速度を守る ●十分な車間距離をとる ●割り込みをしない
- わき見運転をしない ●路肩を走行しない

ルールを守って 自転車の事故を防ぎましょう

町内で自転車による死亡事故が発生するなど、自転車事故が増えています。自転車は車と同じ「車両の仲間」です。交通ルールを再確認して安全に利用しましょう。

自転車安全利用5則

- 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用



自転車の交通違反取締に 「青切符」を導入

神奈川県警
ホームページ
「自転車に乗るときの
ルールとマナー」



車やオートバイと同様に、自転車の交通違反に対しても反則金を納付させる制度(青切符)が導入されます。

16歳以上を対象に適用され、信号無視や携帯電話を使用しながらの運転などの違反行為が対象となり、2年以内に施行されます。



改正道交法のポイント

- ① 自転車の交通違反に 反則金を導入 16歳以上の運転による信号無視や一時不停止、逆走などは反則金の対象に
- ② 罰則の整備 自転車運転中の携帯電話使用(ながら運転)や酒気帯び運転などは罰則の対象に
- ③ 安全の確保 自転車の右側を追い抜く車に、間隔に応じた安全な速度の走行を義務付け

自転車用ヘルメットの 購入費を助成しています

昨年、4月の改正道路交通法により、自転車用ヘルメットの着用が努力義務となりました。町では、自転車用ヘルメットの購入費を助成していますので、ぜひご活用ください。

町ホームページ
「自転車用ヘルメット購入費用の一部助成」



- 対象 町内に在住の方
(既に助成を受けられた方は対象外)

- 申請方法 自転車用ヘルメットを購入後1年以内に申請者(ヘルメットを使用される方)の本人確認書類、印鑑、SG基準など(SGマーク、JCFマーク、CEマーク、GSマーク、CPSCマークなど)の安全基準に適合していることがわかる書類、領収書をお持ちの上、住民協働課窓口へ。

- 助成金額 1,000円(上限)

町有地を売却します

問 管財契約課 管財班 ☎(内線)3262

半原地内にある、「町営原白住宅」の跡地を売却します。物件の情報や売却方法、スケジュールなどの詳しい内容は、町ホームページをご覧ください。

町ホームページ
「町有地を売却します」



- 売却方法 一般競争入札
- 受付期間 7月29日(月)まで
- 最低売却価格 19,800,000円
- 売却物件 愛川町半原字白ヶ谷3851番2、3852番1、3853番1
(3筆一括での売却です)
- 地目 宅地
- 面積 758.82㎡(3筆の合計)

- 用途地域 国道412号の中心から55.75m以内の部分は「第1種住居地域」、その他の部分は「準工業地域」
- 建ぺい率 60%
- 容積率 200%
- その他規制 特別工業地区(準工業地域内)

学校給食費の公会計化

問 教育総務課 学校教育班 ☎(内線)3612

9月から給食費の納付方法が変わります！

学校給食費の公会計化とは

町立小・中学校における学校給食費を町の予算に組み入れ、町が保護者から直接給食費を集金・管理することを「学校給食費の公会計化」と言います。

現在、学校給食費は各学校長宛てにお支払いいただいていたのですが、9月からは町にお支払いいただくことになります。

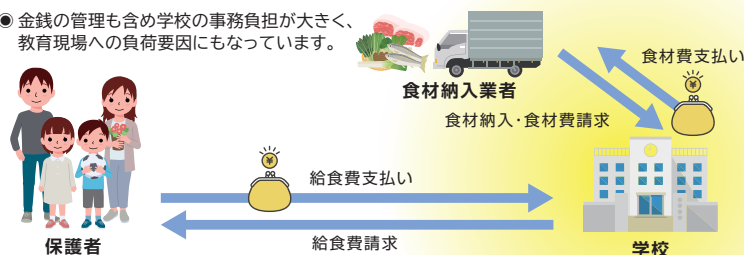
口座振替などの手続きが必要となります

学校給食費の支払先が変わるため、申し込みや口座振替の手続きが必要となります。保護者の皆さんには、手続き方法などについて学校を通じてお知らせしますので、手続きがお済みでない方は、早急に手続きをお願いします。



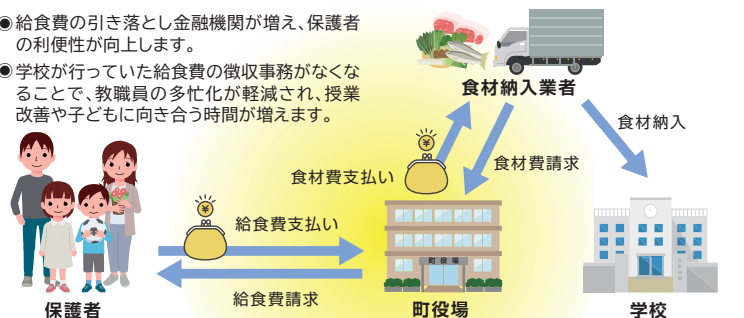
8月まで(私会計)

- 金銭の管理も含め学校の事務負担が大きく、教育現場への負担要因にもなっています。



9月から(公会計化後)

- 給食費の引き落とし金融機関が増え、保護者の利便性が向上します。
- 学校が行っていた給食費の徴収事務がなくなることで、教職員の多忙化が軽減され、授業改善や子どもに向き合う時間が増えます。

町の公用車に掲載する
広告を募集します

問 管財契約課 管財班 ☎(内線)3263

町の財源確保や企業の活動支援のため、町の公用車に掲載する広告を募集します。ぜひご活用ください。

- **掲載場所** 広告主が作成する広告マグネットシール(最大でA2サイズ)を、車両の左右側面に貼り付けます。

- **掲載期間** 10月1日(火)から1年間

- **車両台数** 20台
町ホームページ
「町公用車に掲載する
広告を募集します」



- **広告掲載料** 1台当たり年額12,000円
(広告作成費用は広告主負担)

- **注意事項** 風俗営業や政治・宗教活動、意見広告、個人の宣伝、公序良俗に反するものなどは掲載できません。

- **申込方法** 7月31日(水)までに申込書を管財契約課へ(郵送の場合は必着)。応募多数の場合は抽選となります。

趣味やいきがい、探しましょう!!
町文化協会会員募集

問 文化協会事務局(スポーツ・文化振興課内)

☎ 046(285)6958

✉ spobun@town.aikawa.kanagawa.jp

町ホームページ
「愛川町文化協会」

町文化協会には11団体が所属し、文化会館や公民館などで文化活動を行っており、10月のふるさとまつりでは展示・発表会を開催します。

現在、各団体では、新規会員を募集しています。この機会に、新たな趣味を始めてみませんか?町外在住の方でも入会できます。また、文化協会では、新規団体の入会の相談も随時お受けしています。

※ 各団体代表者の連絡先などを町ホームページに掲載しています。



所属団体	活動内容
みなかみ短歌会	月1回の定例研修会・新春歌会など
愛川町吟詠連盟	月2回の詩吟教室・発表会など
愛川さつき会	月1回のさつき講習会など
愛川町民謡協会	年1回の民謡発表会など
愛川華道協会	流派ごとの華道稽古、年1回の華道協会展など
愛川町将棋愛好会	月3回の定例将棋戦など
愛川町歌謡協会	年2回の歌謡発表会など
愛川茶道協会	流派ごとの茶道稽古など
マジック愛川クラブ	イベントでのマジックの披露
神奈川ふだん記	機関紙「やまゆり」の編集・発行
よさこいダンスチーム Funny	よさこいダンスの練習・イベントでの発表

せん てい

剪定枝は、乾かしてから 「資源C(枝)」の日に出しましょう

問 美化プラント ☎ 046(281)2258

町ホームページ
「ごみ・資源物の
分け方・出し方」



剪定枝、落ち葉、刈り草は、堆肥やチップにリサイクルされることで、焼却費用の削減や環境の保全にもつながります。「もやすごみ」ではなく、「資源C(枝)」の日に出してください。

適正な出し方



- 剪定枝などは、天日干しをして、乾いてから出そう!
- 土や砂は、十分に落としてから袋に入れよう!
- 「剪定ばさみ」「手袋」などの異物混入に注意しよう!

「燃やすごみ」として出すもの

以下のものは、堆肥化などのリサイクルに不適なので「もやすごみ」として出してください。



● イチョウの葉



● 野菜のつる

(スイカ、カボチャ、トマト、ナスなど)



● 竹や笹



● シュロ

土地所有者は責任を持って せん てい 伐採・剪定を!

樹木が原因となって他人に被害を与えた場合、土地の所有者や管理者が、賠償の責任を負うこともあります。土地を所有または管理している方は、適切な樹木管理にご協力ください。

問 道路課 道路管理班 ☎(内線)3413

- ◎ 道路に樹木の枝などが張り出していると、
⇒ 車両や歩行者の通行を妨げ、事故の原因
⇒ 台風の際に倒れるなど、避難や復旧の妨げ
⇒ 降雪の際の、除雪の妨げ
となる恐れがあります。

町では急傾斜地の危険木の伐採について、費用の一部を補助していますので、道路課へご相談ください。

町ホームページ
「愛川町急傾斜地
安全対策工事等
補助金」



集めたごみ8.29トン! 「あいかわごみゼロ・ クリーンキャンペーン」

問 環境課 環境対策班 ☎(内線)3514

5月26日、「あいかわごみゼロ・クリーンキャンペーン」を実施しました。当日は、約5,000人が町内各地区の道路や河原、広場などに散乱している空き缶やペットボトルなどを拾い、町全体で8.29トンのごみを回収しました。ご協力ありがとうございました。



力を合わせてごみを拾う参加者の皆さん

7/20 プール開き! 田代運動公園・第1号公園プール

問 スポーツ・文化振興課 ☎(内線)3632

7月20日(土)から8月25日(日)までの間、田代運動公園プールと第1号公園プールをご利用いただけます。なお、当日の水温などにより、利用できない日もありますので、ご了承ください。詳しくはホームページをご確認ください。

第1号公園プールは、水泳教室実施のため、7/22(月)～7/26(金)〔予備日:7/29(月)～7/31(水)〕の午前9時から正午まで一般利用ができません。

8月3日(土)〔予備日8月4日(日)〕は、町水泳協会による愛川町水泳大会が開催されるため午前9時から午後1時まで一般の利用はできません。

施設名	田代運動公園プール	第1号公園プール
開設期間	7月20日(土)～8月25日(日)	
開設時間	午前9時～午後7時	
使用料	※1回につき	※2時間
	大人 400円 中学生以下 150円	大人 200円 中学生以下 50円
問い合わせ	田代運動公園プール ☎ 046(281)1842	第1号公園体育館 ☎ 046(285)1818

※ 条例改正により、入場料金(大人)が変更となりました。なお、昨年度以前に購入した第1号公園プールの回数券をお持ちの方は、引き続き料金分として使用できます。



町ホームページ
「令和6年度 町営プール
開設のお知らせ」

2024 July 11

選挙管理委員に 熊坂弘久氏が就任

問 選挙管理委員会事務局 ☎(内線)3171

選挙管理委員会補充員の熊坂弘久さん(中津)が、6月3日付で選挙管理委員に就任しました。任期は令和10年1月18日までです。



熊坂委員

愛川管工事協会から 義援金をいただきました

問 水道事業所 ☎(内線)3486

令和6年能登半島地震で被災された方々の支援のため、愛川管工事協会(高麗浩一郎会長)から義援金10万円を寄付していただきました。

いただいた義援金は、日本赤十字社神奈川県支部を通じて、被災された皆さんへお届けします。



左から高麗会長、小野澤町長、成瀬副会長

みんなで楽しく健康づくり! 「健康フェスタあいかわ2024」

6月2日、健康プラザと文化会館を会場に、「健康フェスタあいかわ2024」を開催しました。健康プラザでは、あいかわリフレッシュ健康体操や、必要な野菜の摂取量がわかるベジチェックなど、健康に関するさまざまな催しを行いました。

文化会館ホールで実施した健康・未病講演会では、タレントの堀ちえみさんを迎え、「ステージⅣの舌がんを乗り越えて生きる〜キャンサーギフト・大切な家族〜」と題した講演を行い、舌がんの闘病体験や家族・命の大切さについて、語っていただき、満員となった会場の皆さんは熱心に聞き入っていました。



健康イベントの様子

問 健康推進課 健康づくり班
☎(内線)3346



堀ちえみさんによる健康・未病講演会

タイムスリップで認知症などを予防! 懐かしの学び舎で 高齢者交流事業を実施しました

5月20日、「懐かしの学び舎」(旧半原小学校木造校舎)で、懐かしの授業を通じて、思い出を語り合う回想法の手法を用いた高齢者交流事業を実施しました。当日は各地域の老人クラブ会長と委員37人が集まり、町郷土資料館学芸員による講話やグループに分かれての昔話を通じて過去に思いをめぐらせたほか、小・中学校で提供されている温かい給食を食べながら思い出を語り合いました。

問 高齢介護課 長寿いきがい班
☎(内線)3339



グループで思い出を語り合う参加者の皆さん

お祭りの季節! 各行政区の盆踊りなどのスケジュール

川北区	8月17日(土) 川北青少年広場	箕輪区	7月27日(土) 下箕輪農村公園	坂本区	7月14日(日) 坂本児童館
宮本区	8月24日(土) 半原神社境内	小沢区	8月 3日(土) 小沢児童館	六倉区	7月13日(土) 六倉児童館
原白区	8月17日(土) 半原小学校校庭	上熊坂区	7月20日(土) 上熊坂北原公園	大塚区	7月27日(土) 大塚児童館
両向区	8月10日(土) 両向区児童館広場	熊坂区	7月27日(土) 熊坂児童館	桜台団地区	未定
細野区	8月10日(土) 中細野児童公園	下谷八菅山区	9月14日(土) 下谷青少年広場	春日台区	7月20日(土) 春日台センターセンター
田代区	8月 3日(土) 田代小学校校庭	二井坂区	7月20日(土) 二井坂児童館		
角田区	7月27日(土) 角田児童館	桜台区	7月13日(土) 青少年広場		
三増区	7月20日(土) 三増児童館広場	半縄区	7月20日(土) 半縄公民館		

※天候などにより、中止・変更(順延)となる場合があります。詳しくは各行政区(自治会)へお問い合わせください。